

第 11 回教育委員会会議

令和 5 年 8 月 1 日
午 後 3 時 30 分
本庁舎屋上会議室

案 件

議案第71号

東桃谷小学校と勝山小学校の学校再編整備計画の策定について

東桃谷小学校・勝山小学校 学校再編整備計画

教育環境の確保及び教育活動の充実を目的とした学校配置の適正化を推進するため、次のとおり東桃谷小学校及び勝山小学校における学校再編整備計画を策定する。

記

1 学校再編整備の対象校等

(1) 適正配置対象校

- ・ 東桃谷小学校
- ・ 勝山小学校

(2) 適正配置関係校

- ・ 義務教育学校生野未来学園

2 適正配置対象校の学級数の規模を適正化する方法

東桃谷小学校と勝山小学校を統合する。

ただし、勝山小学校の通学区域の一部（生野西 1 丁目、2 丁目、4 丁目 14 番）については義務教育学校生野未来学園の通学区域に変更する。（別紙 1 参照）

3 学校再編整備の実施に伴う就学校の指定の変更等

- (1) 学校再編整備の実施の前年度の 3 月に勝山小学校の第 1 学年から第 5 学年までに在籍している児童については、令和 8 年 4 月の学校再編整備の実施時に限り、統合後の小学校又は義務教育学校生野未来学園に就学校の指定を変更できるものとする。
- (2) 勝山小学校の通学区域の変更に伴い、桃谷中学校の通学区域の一部を義務教育学校生野未来学園の通学区域に変更するが、学校再編整備の実施の前年度の 3 月に桃谷中学校に在籍している生徒については、卒業までの間、教育的配慮から現に在学する就学校のままとする。
- (3) 勝山小学校並びに桃谷中学校の通学区域のうち義務教育学校生野未来学園の通学区域に変更する区域（生野西 1 丁目、2 丁目、4 丁目 14 番）については、平成 25 年 4 月 2 日生まれから令和 8 年 4 月 1 日生まれまでの児童・未就学児が満 13 歳になるまでの間（小学校は令和 14 年度入学まで、中学校は令和 20 年度入学まで）に限り調整区域とし、統合後の小学校並びに桃谷中学校を調整校とする。

4 実施時期

令和 8 年 4 月

5 学校施設の整備計画

(1) 東桃谷小学校の校地を活用

大阪市生野区勝山北3丁目

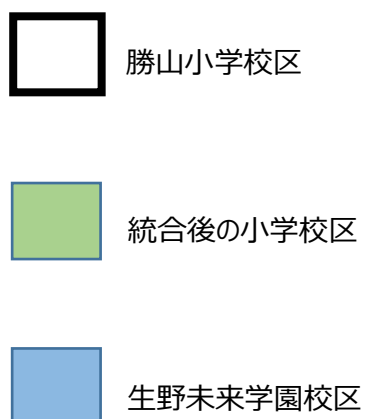
(2) 既存施設の改修工事

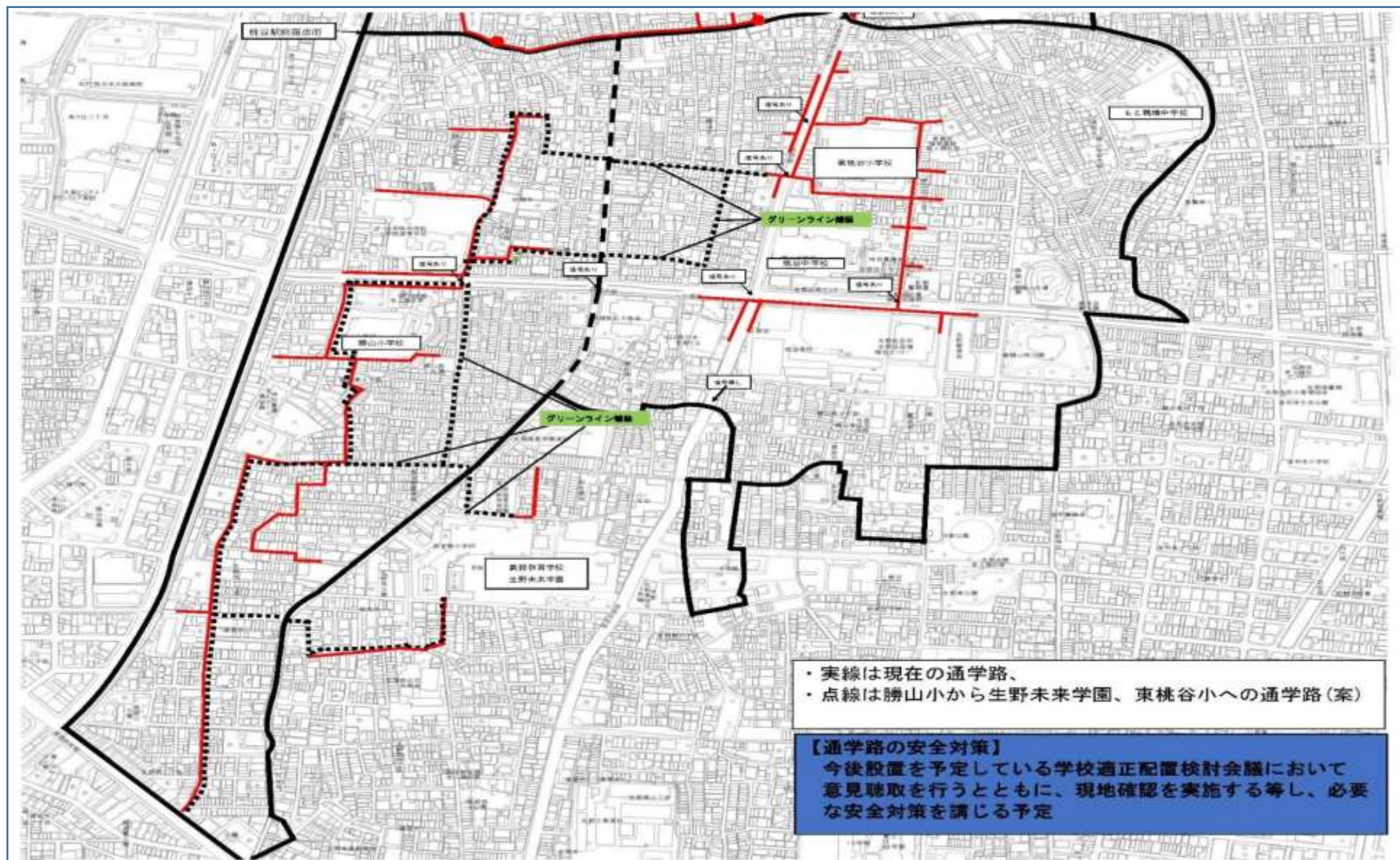
6 学校再編整備後の通学路と安全対策

別紙2のとおり

7 適正配置対象校等の学級数及び児童生徒数の推移並びに学校再編整備後の見込み

別紙3のとおり





当該学校の児童数の推移・見込み

別紙 3

(1) 東桃谷小学校について

・令和4年度は児童数235人9学級。今後も児童数が減少する見込み

※令和4年5月1日現在。児童数は特別支援学級児童を含む。学級数は特別支援学級を含まない。以下同じ。

年度	児童数	学級数	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
令和4年度	235人	9学級	47人	37人	33人	38人	36人	44人
令和5年度	228人	9学級	36人	47人	38人	33人	38人	36人
令和6年度	223人	9学級	28人	36人	49人	39人	33人	38人
令和7年度	221人	9学級	34人	28人	37人	50人	39人	33人
令和8年度	230人	10学級	40人	34人	29人	38人	50人	39人
令和9年度	225人	9学級	33人	40人	35人	29人	38人	50人
令和10年度	223人	9学級	47人	33人	41人	35人	29人	38人

(2) 勝山小学校について

・令和4年度は児童数189人7学級。今後も児童数はほぼ横ばい。

年度	児童数	学級数	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
令和4年度	189人	7学級	26人	23人	33人	30人	29人	48人
令和5年度	174人	6学級	33人	26人	23人	33人	30人	29人
令和6年度	185人	7学級	40人	33人	26人	23人	33人	30人
令和7年度	184人	7学級	29人	40人	33人	26人	23人	33人
令和8年度	182人	7学級	31人	29人	40人	33人	26人	23人
令和9年度	197人	8学級	38人	31人	29人	40人	33人	26人
令和10年度	196人	8学級	25人	38人	31人	29人	40人	33人

(3) 義務教育学校生野未来学園（前期課程）について

・令和4年度は児童数551人15学級。

年度	児童数	学級数	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
令和4年度	551人	15学級	96人	87人	104人	88人	93人	83人
令和5年度	538人	18学級	72人	95人	88人	103人	88人	92人
令和6年度	546人	18学級	102人	71人	96人	87人	103人	87人
令和7年度	546人	18学級	90人	101人	71人	95人	87人	102人
令和8年度	527人	17学級	85人	89人	102人	70人	95人	86人
令和9年度	535人	17学級	96人	84人	90人	101人	70人	94人
令和10年度	532人	17学級	93人	95人	85人	89人	101人	69人

(4) 勝山小学校の一部を東桃谷小学校へ学校再編整備した後の児童数・学級数の見込み

・学校再編整備時の令和8年度には、児童数315人の12学級になる見込み

年度	児童数	学級数	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
令和8年度	315人	12学級	52人	46人	51人	54人	62人	50人
令和9年度	311人	12学級	46人	52人	46人	51人	54人	62人
令和10年度	292人	12学級	43人	46人	52人	46人	51人	54人

(5) 勝山小学校の一部を義務教育学校生野未来学園へ学校再編整備した後の児童数・学級数の見込み

・学校再編整備時の令和8年度には、児童数569人の19学級になる見込み

年度	児童数	学級数	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
令和8年度	569人	19学級	87人	94人	109人	80人	103人	96人
令和9年度	574人	19学級	101人	87人	94人	109人	80人	103人
令和10年度	568人	19学級	97人	101人	87人	94人	109人	80人

大阪市立学校活性化条例(抜粋)

(小学校の学級数の適正規模の確保)

第16条 教育委員会は、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の学級数の規模を適正規模（児童の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実を図るために望ましい小学校の学級数の規模をいう。以下同じ。）にするよう努めなければならない。

2 適正規模は、学級数が12から24までであることとする。

3 教育委員会は、前項に定める学級数を変更するためにこの条例を改正しようとするときは、あらかじめ大阪市学校適正配置審議会の意見を聴かななければならない。

4 教育委員会は、学級数の規模が適正規模を下回る小学校であって今後も適正規模となる見込みがないと認めるもの（以下「適正配置対象校」という。）について、統合又は通学区域の変更によりその学級数の規模を適正規模にするための計画（以下「学校再編整備計画」という。）を策定しなければならない。

5 学校再編整備計画には、計画の実施時期、実施後の小学校の所在地その他教育委員会規則で定める事項を記載するものとし、その内容は、適正配置対象校の学級数の規模が適正かつ円滑に適正規模となることができるものでなければならない。

6 教育委員会は、学校再編整備計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

7 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、前項の規定により公表した学校再編整備計画の内容その他教育委員会規則で定める事項について、保護者等の意見を聴かななければならない。

8 前2項の規定は、学校再編整備計画の変更について準用する。

大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則（抜粋）

（学校再編整備計画）

第4条 条例第16条第5項の教育委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 適正配置対象校及び適正配置関係校の学級数及び児童数の推移並びに今後の見込み
- (2) 適正配置対象校の学級数の規模を適正規模にするための方法
- (3) 学校再編整備計画実施のための学校施設の整備計画
- (4) 学校再編整備計画実施後の学校の通学路及び通学路の安全対策
- (5) その他必要な事項

（学校再編整備計画の策定）

第5条 教育委員会は、あらかじめ適正配置対象校の所在する区の区担当教育次長が作成した学校再編整備計画案をもとに、学校再編整備計画を策定する。

2 学校再編整備計画における、当該計画実施後の学校への通学距離は、原則として、2キロメートル以内とする。

3 適正配置対象校との統合の相手方となる学校又は適正配置対象校の通学区域の変更と併せて通学区域を変更する学校は、原則として、当該適正配置対象校の通学区域と共通する通学区域を有する中学校（本市が設置する学校教育法第1条に規定する中学校及び義務教育学校の後期課程をいう。）の通学区域内にあり、かつ当該適正配置対象校と通学区域が隣接している学校とする。

4 学校の統合を実施する場合の学校再編整備計画において、当該計画実施後の学校は、適正配置関係校と統合する場合にあっては、適正配置関係校の所在地に、適正配置対象校と統合する場合にあっては、統合するいずれかの適正配置対象校の所在地に設置するものとする。ただし、必要な学校施設の整備が困難な場合等、やむを得ないと認められる場合はこの限りでない。

5 第3条第1号から第5号までに区分される適正配置対象校の学校再編整備計画は、学校施設の整備計画等を勘案した最短の時期の実施となるように策定しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事由があると認める場合はこの限りでない。

6 第3条第6号に区分される適正配置対象校の学校再編整備計画は、学級数及び児童数の推移を十分に考慮して、適切な時期に策定するものとする。